

門真市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公共下水道の機能及び構造を保全するため、ディスポーザ排水処理システムを門真市下水道条例（昭和47年門真市条例第5号。以下「条例」という。）第3条第1項に規定する排水設備（以下「排水設備」という。）と認め、適切な維持管理が行われるように必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ディスポーザ排水処理システム（生物処理） 建築物の厨房等の流し台下部に生ごみを粉砕する装置を組み込んで、この装置により粉砕した生ごみを厨房等の排水と共にトラップを介して排水処理槽へ搬送し、適正な処理を行い、その浄化水を公共下水道へ排除する機器の総体をいう。（以下「システム」という。）
- (2) メーカー 公益社団法人日本下水道協会（以下「下水道協会」という。）が作成した下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（以下「性能基準」という。）による製品認証を受けたシステムを製造する者をいう。
- (3) 申請者 システムの新設又は変更をしようとする者をいう。
- (4) 使用者 システムの維持管理に最終的に責任を負う者で、次に掲げる者をいう。
 - ア 独立建築物の所有者又は賃借人
 - イ 賃貸の集合建築物等の所有者又は賃借人
 - ウ 分譲の集合建築物等の所有者又は管理組合等の代表者
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、公共下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が特に必要があると認める者
- (5) 維持管理業者 システムの維持管理のためメーカーに指定された業者をいう。
- (6) 販売者 システムを販売する者をいう。
- (7) 維持管理業務委託確約書 条例第5条第1項に規定する排水設備工事計画の確認申請の際に、使用者が確定されていない場合は、使用者が確定したときには改めて当該使用者と維持管理業者との間で締結した維持管理業務委託契約書の写しを提出する旨を、申請者が管理者に確約するものをいう。

(8) 使用者承継確約書 使用者が、システムを有する建築物を譲渡し、又は貸し付ける場合に、当該譲受人及び賃借人に対し、当該譲受人及び賃借人が、システムの適正な維持管理を行う地位を承継すること及び第5条各号に掲げる事項を遵守する責務があることを説明し、その理解を得るよう努力する旨を、申請者が管理者に確約するものをいう。

(システムの設置)

第3条 設置するシステムは、性能基準の製品認証を受けたものでなければならない。

(排水設備工事計画確認申請)

第4条 申請者は、条例第5条の規定による排水設備工事計画の確認申請の際に、門真市下水道条例施行規程（平成29年門真市上下水道事業規程第5号）第7条第2項各号に掲げる書類のほか、門真市ディスポーザ排水処理システム設置（変更）申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、管理者に提出しなければならない。

(1) 下水道協会の規格適合評価書又は製品認証書の写し

(2) 仕様書 次に掲げる書類をいう。

ア システムのフロー

イ システムの仕様書の写し

ウ 排水処理部仕様書の写し

エ 排水処理算定根拠

オ 設計図（システムから排水処理部までの配管図面）

(3) 維持管理に関する書類 次に掲げる書類をいう。

ア 維持管理業務委託契約書の写し（使用者が確定されていない場合にあっては、維持管理業務委託確約書（様式第2号））

イ 維持管理体制及び計画書

ウ 処理水質基準書

エ 点検項目書（維持管理・清掃・汚泥処理・水質等）

オ 使用者承継確約書（様式第3号）

(4) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

(維持管理の指導)

第5条 申請者及び使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) システムについて、管理者が確認した排水設備工事計画の確認申請に基づき維

持管理を適切に行うこと。

- (2) 維持管理について、維持管理業者と維持管理業務委託契約（以下「委託契約」という。）を締結すること。
- (3) システムを有する建築物を譲渡し、又は貸し付けた場合は、維持管理について、当該譲受人及び賃借人に説明し、その理解を得ること。
- (4) システムの使用に当たり、公共下水道に影響を及ぼす事故や故障が発生したときは、必要な措置を講じるとともに直ちに管理者に報告し、その指示に従うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、システムの維持管理に関して、管理者の指導等に従うこと。

（資料の保管及び提出）

第6条 申請者及び使用者は、システムの維持管理が適切に行われていることを確認するために、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託契約に基づき、維持管理業者が実施した点検に関する記録等の資料を3年間保存すること。
- (2) システムが適正に管理されていることを確認するため、管理者が資料の提出を求めたときは、速やかに提出すること。

（立入調査等）

第7条 申請者及び使用者は、維持管理について管理者が必要と認めた場合は、立入調査等に協力しなければならない。

（メーカー及び販売者の責務）

第8条 メーカー及び販売者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) システムの販売に当たり、システムの維持管理について維持管理業者との委託契約の締結が必要であることを使用者に説明し、その理解を得ること。
- (2) 維持管理の指導について、協力する必要があることを使用者に説明し、その理解を得ること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、システムの維持管理に関して、管理者の指導等に従うこと。

（細目）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に市長に対してなされたディスプレイポータ排水処理システムの取扱いに係る申請、その他の行為は、この要綱の相当規定により上下水道事業管理者に対してなされたものとみなす。
- 3 施行日前に作成したディスプレイポータ排水処理システムの取扱いに係る用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この要綱の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に改正前のそれぞれの要綱の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、改正後のそれぞれの要綱の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に改正前のそれぞれの要綱の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、改正後のそれぞれの要綱の相当規定によってなされたものとみなす。

様式第 1 号（第 4 条関係）

門真市ディスポーザ排水処理システム設置（変更）申請書

年 月 日

門真市長（氏 名） 様

申請者	住所 氏名 電話 () -
設置場所	門真市
使用者	住所 氏名
システムメーカー名	設置個数 個

○添付書類

- ・下水道協会の規格適合評価書又は製品認証書の写し
- ・システムのフロー
- ・システムの仕様書の写し
- ・排水処理部仕様書の写し
- ・排水処理算定根拠
- ・設計図（システムから排水処理部までの配管図面）
- ・維持管理業務委託契約書の写し又は維持管理業務委託確約書（様式第 2 号）
- ・維持管理体制及び計画書
- ・処理水質基準書
- ・点検項目書（維持管理・清掃・汚泥処理・水質等）
- ・使用者承継確約書（様式第 3 号）
- ・その他、管理者が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

維持管理業務委託確約書

年 月 日

門真市長（氏 名） 様

申請者 住所

氏名

（電話）

下記の建築物に設置するディスポーザ排水処理システムの維持管理業務委託契約について、下記のとおり確約します。

記

1 建築物の概要

住所

戸数・階数等

用途

集合住宅・戸建住宅・業務用・その他

2 設置するシステム

名称

認定番号又は適合評価番号

メーカー名

3 維持管理業務の委託契約等について

使用者が確定したときは、速やかに当該使用者と維持管理業者との間で管理業務委託契約を締結させ、維持管理業務委託契約書の写しを提出することを確約します。

様式第3号（第4条関係）

使用者承継確約書

年 月 日

門真市長（氏 名）様

申請者 住所
氏名
(電話)

下記の建築物に設置するディスポーザ排水処理システムの使用者の承継について、
下記のとおり確約します。

記

1 建築物の概要

住所 _____
戸数・階数等 _____
用途 集合住宅・戸建住宅・業務用・その他

2 設置するシステム

名称 _____
認定番号又は適合評価番号 _____
メーカー名 _____

3 使用者の承継について

将来、使用者がシステムを有する建築物を譲渡し、又は貸し付ける場合に、当該譲受人及び賃借人に対し、当該譲受人及び賃借人が、システムの適正な維持管理を行う地位を承継すること及び門真市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱第5条各号に掲げる事項を遵守する責務があることを説明し、その理解を得るよう努力することを確約します。

誓 約 書

年 月 日

門真市長（氏 名） 様

申請者 住所
氏名
(電話)

ディスポーザ排水処理システムの使用について、下記のとおり誓約します。

記

- 1 申請書の添付書類に記載した維持管理計画に従い、システムを適切に使用し、維持管理すること。
- 2 システムの維持管理については、申請書の添付書類に記載した専門の維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結し、その契約書の写しを管理者に提出すること。
- 3 システムの設置された建築物を第三者に譲渡し、又は貸し付けるときは、当該譲渡等を受けた使用者に対し、システムの適正な維持管理を行う地位を承継すること。
- 4 委託契約に基づき維持管理業者が実施した点検に関する記録等の資料を3年間保存すること。また、システムが適正に管理されていることを確認するため、管理者が資料の提出を求めたときは、速やかに提出すること。
- 5 システムの使用及び維持管理に関して、管理者の指導等に従うこと。
- 6 システムから発生する汚泥は、適正に処理すること。